

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和元年 7 月 30 日

1 はじめに

令和元年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、地域別最低賃金額の最高額 985 円で年間 2,000 時間働いても、ワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円に届かず、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」に足る水準としては充分とはいえないと述べた。

また、最低賃金近傍で働く方には、いわゆる不本意非正規と呼ばれる方や、育児・介護など家庭の事情により時間の調整が可能な働き方をせざるを得ない方も少なくなく、かつては家計補助者中心だったが、自らが主たる生計者として家計を支えている方も増加している。最低賃金引上げの目的は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することであり、ここ数年、過去最高額となる目安を示してきたが、消費マインドを喚起し、「国民経済の健全な発展に寄与」する水準までには至っていないと述べた。

こうした状況を勘案すれば、本年示す目安によって 800 円以下の地域別最低賃金をなくすとともに、Aランクは 1,000 円を超えていくべきである、加えて、深刻さを増す人手不足を背景に、各都道府県の地域別最低賃金の水準差が、働き手流出の一因にもなっており、とりわけDランクを引き上げるべきであると主張した。

地域間格差については、最高額に対する最低額の比率の改善のみならず、金額差を縮めるべきであり、あわせてランク間差も是正すべきであると主張した。

また、1,000 円は通過点にすぎず、ナショナルミニマムとしてふさわしい最低賃金水準について議論すべきであると主張した。

さらに、中小・小規模事業者の経営環境の基盤整備にむけた政府施策が早期に確実に実施されるのは当然のこと、個人消費を喚起するためにも、最低賃金引上げのスピードを停滞させてはならないと主張した。

消費税増税への対応については、これまでの消費税増税と異なり、最低賃金の改定と同時期に引き上げられることも踏まえ、消費税増税の影響が確実に見込まれる中で、最低賃金のセーフティネットとしての機能を後退させてはならず、消費税増税の影響を本年の目安にどのように勘案すべきか公労使三者で議論するべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く経営環境について、先行きに対する不安は根強く、中小企業の労働分配率は70%台で推移し、限られた利益の中から極めて高い割合で賃金原資を捻出しており、支払い余力は非常に乏しい状況にある。中小企業者数が直近2年間で23万者減少していることから、中小企業の経営環境は極めて厳しい状況にあるとの認識を示した。

また、従業員30人未満の企業における全国平均の影響率は、2012年度の4.9%から、2018年度は13.8%と6年間で急激に上昇しており、地域別では、神奈川が25%を超え、青森や鹿児島、大阪でも20%前後に達している。多くの地域で地域別最低賃金近傍に多くの労働者が張り付いており、最低賃金の引上げが中小企業に与える影響が極めて大きいことは明確であると述べた。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」等では、最低賃金について「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」とあり、「より早期に」との表現に、全国の中小企業から、これまで以上の引上げを求められるのではないかと懸念や不安が噴出していると述べた。

一方で、政府方針には、具体的な目標年次や引上げ率が示されていない上、中小企業の生産性向上のために思い切った支援策を講ずることが明記されていることから、機械的に最低賃金の引上げを行うということではないと主張した。また、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではないと主張した。

さらに、最低賃金は、企業の経営状況に関わらず、全ての労働者にあまねく適用され、下回る場合には罰則の対象になることから、通常の賃金引上げとは性格が異なる。生産性が向上し収益が拡大した企業が賃金引上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断すべき。生産性の向上や取引適正化への支援等によって、中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい環境を整備すべきと主張した。

近年の最低賃金は、いわゆる「時々の事情」によって、景気や経営の実態から乖離した、大幅な引上げが行われ続けてきた。これ以上、合理的な根拠を明確に示すことができない最低賃金の大幅な引上げが続けば、中小企業の事業の継続、ひいては企業の存続自体がおびやかされ、雇用や地域経済に重大な影響が及ぶことが懸念されると主張した。

また、最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視した審議をすべきで

あり、明確な根拠に基づいた目安を提示すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。加えて、最低賃金引上げの影響や効果について、影響率や雇用者数をはじめとする様々なデータ等を注視しつつ、継続的に検討・検証していくことが必要であると改めて、強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)